

令和6年度 保育所・認定こども園【保育部分】の 保育料について（0～2歳児クラス）

【保育料の算定方法】

父母の市町村民税額を合算した金額から算定します。

ただし、生計中心者が父母でない場合は、祖父母等の生計中心者の課税額により算定します。

※ 階層区分決定の基礎となる町民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

【保育料の見直し時期】 毎年 4 月、9 月

- (1) 令和6年4月…4月分～8月分の保育料は、令和5年度の課税額により算定
- (2) 令和6年9月…9月分～3月分の保育料は、令和6年度の課税額により算定

【ひとり親世帯・障害児（者）在宅世帯及び多子世帯の軽減拡大について】

対象は、ひとり親世帯、障害児(者)在宅世帯、多子世帯(支給認定保護者が監護し生計を一にする子どもが2人以上いる世帯)のうち年収約360万円未満相当の世帯

- (1) ひとり親・障害児(者)在宅世帯（町A階層～D2階層までの世帯）
第1子半額、第2子以降は無料（年齢制限なし）
- (2) 多子世帯（町A階層～D1階層までの世帯）
支給認定保護者が監護し、生計を一にする子どもが2人以上いる場合（年齢制限なし）、2人目以降の子どもが施設を利用する場合、第2子半額、第3子無料

【町独自の取組】

- (1) 保育所へ同時に入所している児童がいる場合、第2子の保育料無料
（小学校就学前の第1子扱いの子が認定こども園・幼稚園・障害児施設利用も対象）
- (2) 18歳未満の子どもが3人以上いる場合、第3子以降の保育料無料

【その他】

- (1) 保育標準時間認定・保育短時間認定により保育料が変わりますので、
求職⇄就労、育児休暇取得⇄終了等の変更の際は、役場 健康づくり課へご連絡をお願いいたします。

【標準時間】認定（最長11時間保育） 1ヶ月の就労時間 120時間以上

【短時間】認定（最長8時間保育） 1ヶ月の就労時間 48時間以上 120時間未満
（求職活動、育児休暇取得期間も短時間となります。）

- (2) 裏面に各階層の保育料が記載されています。

野辺地町 健康づくり課

（健康増進センター内）

TEL：0175-64-1770（内線17）

令和6年度4月～8月 野辺地町保育料 3号認定

(参考) ※国が定めた上限額 (円)

町階層	定義	3歳未満児(3号)		国階層	3歳未満児(3号)	
		3年度	標準時間		短時間	標準時間
A	生活保護世帯	0	0	第1	0	0
B	町民税 非課税世帯	0	0	第2	0 ※0	0 ※0
		※0	※0			
C1	町民税 均等割のみ	15,000	14,700	第3	19,500 ※9,000	19,300 ※9,000
		※7,000	※6,800			
C2	町民税所得割 48,600円未満	17,000	16,700			
		※7,000	※6,800			
D1	48,600円以上 57,700円未満	23,000	22,600	第4	30,000 ※9,000	29,600 ※9,000
		※7,000	※6,800			
D2	57,700円以上 77,101円未満	26,000	25,500			
		※7,000	※6,800			
D3	77,101円以上 97,000円未満	29,000	28,500		30,000	29,600
D4	97,000円以上 136,500円未満	31,500	30,900	第5	44,500	43,900
D5	136,500円以上 169,000円未満	34,500	33,900			
D6	169,000円以上 301,000円未満	36,500	35,800	第6	61,000	60,100
D7	301,000円以上 397,000円未満	38,500	37,800	第7	80,000	78,800
D8	397,000円以上	41,000	40,300	第8	104,000	102,400

(1) 町B階層からD2階層（ひとり親、障害児（者）がいる世帯等）については、※の保育料となります。

(2) 上記①の、町B階層に該当する世帯の第2子以降は、※の保育料となります。